

札幌市介護保険施設等指導監査要綱

平成 24 年 4 月 1 日

保健福祉局長決裁

最近改正 平成 30 年 3 月 27 日

第 1 目 的

この要綱は、札幌市が指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定第 1 号事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「事業者」という。なお、事業者のうち保険医療機関の病院、診療所の行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者及び介護予防療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者並びに保険薬局の行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者及び介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者は以下「特定事業者」という。）に対して行う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条に基づく指導、指定第 1 号事業者に対して行う札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 22 条及び札幌市介護予防ケアマネジメント実施要綱第 37 条に基づく指導、法第 76 条、第 78 条の 7、第 83 条、第 90 条、第 114 条の 2、第 115 条の 7、第 115 条の 17、第 115 条の 27、第 115 条の 45 の 1 及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 112 条の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、その事業者の介護給付及び予防給付対象サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）並びに第 1 号事業の質の確保と向上及び保険給付等の適正化を図ることを目的とする。

第 2 指 導

1 指導方針

事業者に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬等の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

2 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、次の形態により、指導の対象となる事業者の事業所において実地に行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省又は北海道と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

3 指導対象の選定

指導は全ての事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。指導にあたっては、北海道及び他の市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な実施に努めるものとする。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導については、原則、全ての事業者に対して行う。ただし、必要に応じて別途、選定する場合がある。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 新たに介護給付等対象サービス又は第1号事業を開始し、又は、入所定員を増加した事業者を対象に実施する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認める事業者を対象に実施す

る。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした事業者の中から選定する。

(3) 特定事業者の指導

特定事業者の指導については(1)及び(2)の規定によらず、必要に応じて実施する。

4 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、事業所出席者、指導内容等を文書により当該事業者に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 事業所出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、関係書類等を確認し、管理者及び関係職員との面談方式で行う。

ウ 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は原則係長職以上の職にある者とする。なお、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）を所管する部署と連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

エ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた場合及び介護報酬等について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内に、実地指導結果通知書（様式1）によりその旨の指導の通知を行うものとする。

オ 報告書の提出

事業者に対して、実地指導結果通知書（様式1）により指導の通知をした事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

カ 自主点検に伴う自主返還

実地指導の結果、介護報酬等について過誤による調整を要すると認められた場合は、当該事業者に対し、指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

キ 監査への変更

実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、第3「監査」の定めるところにより監査を行うことができる。

- (ア) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (イ) 報酬請求の内容について不正又は著しい不当が疑われる場合

第3 監査

1 監査方針

監査は、事業者の介護給付等対象サービス又は第1号事業の内容について、第3の3の(4)のイに規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬等の請求等について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査対象となる事業者の選定基準

監査は、次の(1)又は(2)に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 北海道、他の市町村及び連合会からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

- ア 第2に規定する指導を行った結果、事業者について確認した指定基準違反等
- イ 指定第1号事業者については、上記ア並びに、市が一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第23条（文書の提出等）及び法第24条（帳簿書類の提示等）による指導又は法第76条（報告等）の監査で確認した指定基準違反等

3 監査方法等

(1) 監査通知

監査対象となる事業者を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者又は入所者等の生命又は身体の安全に危害を及

ばすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

ア 監査の根拠規定及び目的

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

(2) 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査体制

2名以上の班を編成し、うち1名は原則係長職以上の職にある者とする。なお、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）を所管する部署と連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

(4) 監査後の措置

ア 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告までは要しないが、軽微な改善を要すると認められた場合、監査実施後、原則30日以内に、監査結果通知書（様式3）によりその旨の通知を行い、結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書（様式4）により報告を求めるものとする。

イ 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第76条の2、法第78条の9、法第83条の2、法第91条の2、旧法第113条の2、法第115条の8、法第115条の18、法第115条の28及び法第115条の45の8に掲げる「勧告、命令等」、法第77条、法第78条の10、法第84条、法第92条、第114条の6、旧法第114条、法第115条の9、法第115条の19、法第115条の29及び法第115条の45の9に掲げる「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(ア) 勧告

事業者指定基準違反の事実が確認された場合は、当該サービス事

業者等に対し、期限を定めて、改善勧告書（様式 5）により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

勧告を受けた場合において事業者は、期限内に勧告事項改善報告書（様式 6）により報告を行うものとする。

また、事業者が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

（イ） 命令

事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、事業者に対し、期限を定めて、改善命令書（様式 7）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、事業者は、期限内に命令事項改善報告書（様式 8）により報告を行うものとする。

（ウ） 指定の取消し等

指定基準違反の内容が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号、第 114 条の 6 第 1 項各号、第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 各号、第 115 条の 29 各号、旧法第 114 条第 1 項各号及び法第 115 条の 45 の 9 各号のいずれかに該当する場合においては、指定（許可）取消・効力停止通知書（様式 34 の 25）により、事業者に係る指定を取り消し、期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

指定の取消し等をした場合には、遅滞無く、事業所名、所在地等を公示しなければならない。

なお、法第 77 条第 1 項、第 78 条の 10、法第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項各号、旧法第 114 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19、法第 115 条の 29 の指定の取消し等を行う場合は、事業所名、所在地等を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(5) 聴聞等

監査の結果、事業者が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(6) 経済上の措置

ア 介護給付等対象サービス事業者

(ア) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等として返還を求めるものとする。

(イ) 命令又は指定の取消し等を行った場合には、事業者に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

イ 指定第1号事業者

(ア) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には当該指定事業者から返還を求めるものとする。

第4 介護保険施設等からの現況報告

介護保険施設等から、別に定める「介護保険施設等現況報告書」を、必要に応じて提出させる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。